

浜松市立幼稚園における「発達支援の部屋」設置要綱

（趣旨）

第1条 幼稚園における個別の支援を必要とする幼児の増加に対応し、園内体制のもとで発達支援教育を推進するため、「発達支援の部屋」の設置について必要な事項を定める。

（施設設置）

第2条 「発達支援の部屋」は、浜松市立幼稚園内に設置する。

（目的）

第3条 「発達支援の部屋」では、個別の支援を必要とする幼児の成長や発達を促すことを目的とし、保護者の理解を得て個のニーズに応じた支援を行う。

（対象児）

第4条 「発達支援の部屋」の対象となる者（以下「対象児」という。）は、設置幼稚園に在籍している幼児で、次に掲げる幼児とする。

- (1) おおむね通常の学級で保育を受けることのできる幼児で、一部、日常生活を営むのに支援が必要である幼児
- (2) パターン化した行動や興味・関心にかたよりが見られ、集団活動において個別の支援が必要である幼児
- (3) 人との意思疎通及び対人関係の形成など、社会生活への適応のための支援が必要である幼児
- (4) その他、個別の支援を行うことが適切と認められる幼児

（保育担当者）

第5条 「発達支援の部屋」の担当者（以下「保育担当者」という。）は、幼稚園教諭免許状、小学校教員免許状又は保育士資格等を有する職員3人以内とする。

2 保育担当者の籍は、設置幼稚園に置く。

（保育担当者の職務）

第6条 保育担当者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 対象児への支援に関すること。
- (2) 対象児に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に関すること。
- (3) 対象児の保護者との教育相談に関すること。
- (4) 対象児の担任・キッズサポーターとの連携及び園内支援体制への協力に関すること。

(対象児への支援)

第7条 対象児への支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象児の身辺自立に関する事。
- (2) 対象児の情緒の安定に関する事。
- (3) 対象児のコミュニケーション力の育成に関する事。
- (4) 対象児の対人関係能力の育成に関する事。
- (5) その他、対象児の成長発達に関する事。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。